

## 北海道 150 年事業実行委員会規約 改正（案）

平成 29 年 12 月 19 日  
北海道 150 年事業実行委員会

**1 改正理由**

新たに加入した委員を別表 1 に追加するため

**【経緯】**

- 平成 28 年 11 月 7 日 規約制定 84 団体
  
- 平成 29 年 1 月 1 日 委員の加入 3 団体  
(平成 28 年 12 月 22 日役員会決定)
  - ・北海道商店街振興組合連合会（理事長）
  - ・公益社団法人北海道倶楽部（代表理事会長）
  - ・日本郵便株式会社（北海道支社長）
  
- 平成 29 年 4 月 1 日 委員の加入 2 団体  
(平成 29 年 3 月 14 日役員会決定)
  - ・北海道菓子工業組合（理事長）
  - ・一般社団法人日本旅行業協会北海道支部（支部長）

**2 改正（案）**

添付資料のとおり

## 北海道 150 年事業実行委員会規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、北海道 150 年事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、北海道 150 年道民検討会議が策定した「北海道 150 年事業基本方針」を踏まえ、北海道を愛する多くの皆様方と連携しながら、2018（平成 30）年に、北海道命名 150 年の記念事業を推進することを目的として設置する。

（事業）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）北海道 150 年事業の全体調整に関する事
- （2）主催事業（記念セレモニー等）の事業計画の作成及び事業の実施に関する事
- （3）北海道みらい事業の登録及び支援に関する事
- （4）北海道 150 年事業全体の P R に関する事
- （5）その他第 2 条の目的を達成するために必要な事

（構成員）

第 4 条 実行委員会の委員は、別表 1 のとおりとする。ただし、設立総会以降、入退会の申出があった者については、この限りではない。

- 2 入退会の申出があった場合は、会長は、これを役員会に諮らなければならない。
- 3 委員に異動があった場合は、その後任者をもって委員とみなす。この場合において、当初の委員は、速やかに会長に報告しなければならない。

（役員）

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

- （1）会 長
  - （2）会長代行
  - （3）副 会 長
  - （4）理 事
  - （5）監 事
- 2 会長は、北海道知事をもって充てる。
  - 3 会長代行は、北海道大学総長をもって充てる。
  - 4 副会長、理事及び監事は、委員のうちから会長が指名する。

（役員の実務）

第 6 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長代行は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 副会長は、会長代行とともに会長を補佐する。
- 4 理事は、役員会に出席するほか、その他実施事業に関する必要な審議を行う。
- 5 監事は、実行委員会の会計を監査する。

（顧問）

第 7 条 実行委員会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 顧問は、実行委員会の運営に関し、意見を述べることができる。

（任期）

第 8 条 役員及び顧問の任期は、実行委員会が解散するまでとする。

（総会）

第9条 総会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 3 総会は、会長、会長代行、副会長、理事、監事及び委員をもって構成し、次の事項を審議し、議決する。
  - (1) 実行委員会の規約の制定及び改廃に関すること
  - (2) 実行委員会の事業計画に関すること
  - (3) 実行委員会の予算に関すること
  - (4) 実行委員会の事業報告に関すること
  - (5) 実行委員会の決算に関すること
  - (6) その他第2条の目的の達成に必要と認められること
- 4 総会は、委員の過半数が出席しなければ、開会することができない。
- 5 委員は、総会に出席することができない場合は、代理人を出席させ、又は議長その他の委員に表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。
- 7 会長は、開会が困難な場合は、書面によって総会の議決に代えることができる。
- 8 総会は公開とする。ただし、総会の議決により非公開とした場合はこの限りではない。

(役員会)

第10条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 3 役員会は、次の事項を審議し、議決する。
  - (1) 総会提案事項に関すること
  - (2) 実行委員会の運営に関すること
  - (3) 実行委員会の入会、退会に関すること
  - (4) その他第2条の目的の達成に必要と認められること
- 4 役員会は、役員過半数が出席しなければ、開会することができない。
- 5 役員は、役員会に出席することができない場合は、代理人を出席させ、又は議長その他の役員に表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 6 役員会の議事は、出席役員過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。
- 7 会長は、開会が困難な場合は、書面によって役員会の議決に代えることができる。

(専決処分)

第11条 会長は、総会又は役員会で議決すべき事項について、総会又は役員会を招集するいとまがないときは、専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを構成員又は役員に速やかに報告し、承認を求めなければならない。

(運営会議)

第12条 第3条の規定による実行委員会の事業について円滑な運営を図るため、北海道150年事業運営会議(以下、「運営会議」という。)を置く。

- 2 運営会議に座長を置き、会長が指名した者をもって充てる。
- 3 運営会議は、前項の規定による座長、会長が指名した委員及び第13条第2項の規定によるプロジェクトチームのリーダーをもって構成する。
- 4 運営会議は、必要に応じて座長が招集する。
- 5 運営会議は、会長の命を受け、個別事業の企画、検討及び必要な調整等を行う。
- 6 座長は、運営会議の業務を総括する。
- 7 運営会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(プロジェクトチーム)

第13条 会長は、必要に応じ、実行委員会にプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームにリーダーを置き、委員又は第 14 条第 2 項第 1 号の規定によるパートナーの中から会長が指名した者を持って充てる。その他必要な人員はリーダーが選任する。
- 3 プロジェクトチームは、個別事業の事業計画を作成し、実施する。
- 4 リーダーは、プロジェクトチームの業務を総括する。
- 5 プロジェクトチームの組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(北海道みらいメンバーシップ)

第 14 条 実行委員会の運営及び事業の円滑な推進を図るために、第 2 条の目的に賛同し、実行委員会の活動に参加、協力及び支援する個人、企業及び団体等（以下、「みらいメンバーシップ」という。）と連携して事業を実施する。

- 2 みらいメンバーシップは、参加及び支援の形態により、以下のとおり構成する。
  - (1) パートナー：実行委員会が実施する事業との提携等を行う企業及び団体等で、プロジェクトチームのリーダー及び運営会議の構成員として会長が指名する者
  - (2) スポンサー：実行委員会の運営及び事業の実施等に必要な寄付等を行う企業及び団体等
  - (3) サポーター：実行委員会の運営及び事業の実施等に必要な寄付や各種事業の運営補佐等は無償で行う個人
  - (4) アドバイザー：実行委員会の運営及び事業の実施について、専門的見地から意見及びアドバイスを行うものとして、会長が指名する者
- 3 みらいメンバーシップに関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第 15 条 実行委員会の経費は、道民等からの寄付、負担金及びその他の収入を持って充てる。

(事務局)

第 16 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第 17 条 実行委員会は、事業の目的を達成したとき解散する。

(その他)

第 18 条 委員及びみらいメンバーシップは、下記に該当してはならない。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という）、又は暴力団の構成員と認められる者
  - (2) 法令又は公序良俗に反する者
  - (3) 実行委員会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れがある者
  - (4) 実行委員会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
  - (5) その他会長が不相当と判断する者
- 2 委員及びみらいメンバーシップが前項に該当すると会長が判断した場合は、役員会に諮り、退会させることができる。

(委任)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 28 年 11 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 月 日から施行する。

別表1 (第4条第1項関係)

<p>&lt;経済関係&gt;          北海道経済連合会会長          (一社) 北海道商工会議所連合会会頭          北海道経済同友会代表幹事          北海道商工会連合会会長          (一社) 北海道中小企業家同友会代表理事          北海道中小企業団体中央会会長  <u>北海道商店街振興組合連合会理事長</u>          (公社) 北海道観光振興機構会長          (一社) 札幌観光協会会長  <u>(一社) 日本旅行業協会北海道支部支部長</u>          (一社) 北海道建設業協会会長          北海道農業協同組合中央会会長          ホクレン農業協同組合連合会代表理事会長          北海道林業協会会長          北海道森林組合連合会代表理事会長          北海道木材産業協同組合連合会代表理事会長          (一社) 北海道水産会代表理事会長          北海道漁業協同組合連合会代表理事会長  <u>北海道菓子工業組合理事長</u>          北海道酒造組合理事長          (一社) 北海道貿易物産振興会会長          日本貿易振興機構北海道貿易情報センター所長          日本労働組合総連合会北海道連合会会長          日本銀行札幌支店長  <u>日本郵便(株)北海道支社長</u></p> <p>&lt;市民・文化・スポーツ関係&gt;          北海道文化団体協議会会長          (公財) 北海道文化財団理事長          (公財) 北海道演劇財団理事長          (公財) 札幌交響楽団専務理事          (特非) 北海道遺産協議会会長          北海道文化財保護協会会長          (一財) 北海道歴史文化財団代表理事          (公財) 北海道体育協会会長          (公財) 北海道障がい者スポーツ協会会長          (公財) 北海道地域活動振興協会理事長          (公社) 北海道アイヌ協会理事長          (公財) アイヌ文化振興・研究推進機構理事長          (公社) 日本青年会議所北海道地区協議会会長          (公財) 北海道女性協会理事長          (一社) 北海道消費者協会会長</p> <p>&lt;教育関係&gt;          (公財) 北海道青少年育成協会会長          (公社) 北海道私立幼稚園協会会長          北海道私立中学高等学校協会会長          (一社) 国立大学協会北海道地区支部長          日本私立大学協会北海道支部長          (公社) 北海道私立専修学校各種学校連合会理事長</p>	<p>北海道小学校長会会長          北海道中学校長会会長          北海道高等学校長協会会長          北海道特別支援学校長会会長</p> <p>&lt;国際交流関係&gt;          (独) 国際協力機構北海道国際センター所長          (公社) 北海道国際交流・協力総合センター会長</p> <p>&lt;医療・福祉関係&gt;          (一社) 北海道医師会会長          (一社) 北海道歯科医師会会長          (一社) 北海道薬剤師会会長          (公社) 北海道看護協会会長          (社福) 北海道社会福祉協議会会長          日本赤十字社北海道支部支部長</p> <p>&lt;地域振興・調査・研究・科学関係&gt;          (公財) 北海道市町村振興協会理事長          (公財) はまなす財団理事長          (株) 北海道二十一世紀総合研究所代表取締役社長          (株) 道銀地域総合研究所代表取締役社長          (地独) 北海道立総合研究機構理事長  <u>(公社) 北海道倶楽部代表理事会長</u>          (公財) 北海道科学技術総合振興センター理事長          (公財) 北海道環境財団理事長</p> <p>&lt;学術&gt;          北海道大学総長</p> <p>&lt;行政&gt;          北海道知事          北海道教育委員会教育長          北海道警察本部長          札幌市長          札幌市教育委員会教育長          北海道市長会会長          北海道町村会会長          北海道都市教育委員会連合会会長          北海道町村教育委員会連合会会長          北海道総合通信局長          北海道財務局長          北海道厚生局長          北海道労働局長          北海道農政事務所長          北海道森林管理局長          北海道経済産業局長          北海道開発局長          北海道運輸局長          北海道地方環境事務所長</p>
--	---